

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続き等については

町または年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2363
鏡野町 住民税務課 年金係 電話(0868)54-2985

農業委員会委員選挙人名簿の 登載申請について

農業委員会委員の選挙人名簿を、毎年1月1日現在で作成しています。

この名簿は、農業委員選出に係る選挙資格を登録するもので、農家からの申請に基づき資格調査が行われます。（※現委員の任期は平成26年7月20日から平成29年7月19日です。）

申請書は 12月上旬に郵送しています。必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（料金受取人払い）で、お近くのポストに投函してください。

12月広報紙でお知らせした要件に該当する方（鏡野町に住所を有し、20歳以上であり、1,000㎡以上の農地を耕作している人、

または同居の親族またはその配偶

者で耕作従事日数が年間 60日以上

の人）で、まだ申請書が届いていな

い場合は農業委員会事務局へお問

い合せてください。

提出期限の1月10日（土）がせ

まっています。

提出忘れのないようにお願いい

たします。

お問い合わせ先

鏡野町農業委員会事務局 中川 電話(0868)54-2987

